

ブロードバンドのユニバーサルサービス責務 及び交付金制度に関する検討課題

- 検討課題 2 - 1 ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における第二種適格電気通信事業者に課される義務についてどう考えるか
- 検討課題 2 - 2 第二種適格電気通信事業者の義務の履行でカバーされない場合の最終保障提供責務の担い手についてどう考えるか
- 検討課題 2 - 3 ブロードバンドのユニバーサルサービス制度において最終保障提供責務を履行する場合の維持費用に対する補填についてどう考えるか

令和6年5月17日
事務局

検討課題 2 - 1 : ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における第二種適格電気通信事業者に課される義務についてどう考えるか

- ブロードバンドのユニバーサルサービス制度（以下「BBユニバ制度」）では、**第二種適格電気通信事業者**（交付金の交付対象者）には、その担当支援区域（町字単位）の一定割合の世帯カバーは義務付けられている（※）が、**全世帯カバーは義務付けられていない**。最終保障提供責務を導入する場合、**第二種適格電気通信事業者に課される義務について、以下の点を踏まえ、どう考えるか**。他に考慮すべき点はあるか。

※ 交付金の支援要件として、自己設置設備での世帯カバー率が、**一般支援区域で50%超、特別支援区域で10%超**としている。

- ① BBユニバ制度において、第二種適格電気通信事業者に**全世帯カバーを義務付けなかったのは、未整備地域が存在するブロードバンドで全世帯カバーを義務付けると、第二種適格電気通信事業者の指定申請を行う者が現れず、その結果、交付金の活用による未整備地域の解消が進まないことへの懸念**によること
- ② 他方、NTT東西の全世帯カバーを前提とする電話のユニバーサルサービス制度では、**第一種適格電気通信事業者**（交付金の交付対象者）の指定の際、**正当な理由がある場合を除き、業務区域が存在する都道府県の全世帯カバーが要件とされており、交付金の交付を受ける以上、都道府県単位での全世帯カバーが適当とされていること**
- ③ また、**業務区域内については、第二種適格電気通信事業者であっても、基礎的電気通信役務を提供する事業者として、正当な理由がある場合を除き、役務提供義務が課されること**
- ④ **第二種適格電気通信事業者が、担当支援区域の未カバー世帯に特別な義務**（基礎的電気通信役務を提供する事業者としての役務提供義務以外の義務）**を負わない場合、未世帯のカバー義務は、最終保障提供責務を担う者が負うことになること**

● ユニバーサルサービス事業者に課される規律の構造

		<ブロードバンド>	<電話>
3階	ユニバーサルサービス責務を担う事業者に課される規律	<ul style="list-style-type: none">● <u>責務規定は存在しない</u>	<ul style="list-style-type: none">● <u>NTT持株・NTT東西に対するあまなく提供の責務 (NTT法)</u>
2階	第一種・第二種適格電気通信事業者に課される規律	<ul style="list-style-type: none">● <u>全世界帯カバーは義務付けられていない</u>※ ※ 一般支援区域は50%、特別支援区域は10%を超える世帯カバー率が必要	<ul style="list-style-type: none">● 業務区域がある都道府県の<u>世帯カバー率100%</u>
1階	ユニバーサルサービスの提供者に課される規律	<ul style="list-style-type: none">● 契約約款の事前届出義務※1、※2● 届出契約約款に基づく<u>役務提供義務</u>● 技術基準適合維持義務 <p>※1 契約数が30万を超える事業者 ※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能</p>	<ul style="list-style-type: none">● 契約約款の事前届出義務● 届出契約約款に基づく<u>役務提供義務</u>● 技術基準適合維持義務
0階	電気通信事業者に課される規律	<ul style="list-style-type: none">● 事業廃止：自由● 業務区域の縮小：自由	<ul style="list-style-type: none">● 事業廃止：自由● 業務区域の縮小：自由

検討課題 2 - 2 : 第二種適格電気通信事業者の義務の履行等でカバーされない場合の最終保障提供責務の担い手についてどう考えるか

- **他の義務**（基礎的電気通信役務を提供する者に対する役務提供義務や第二種適格電気通信事業者による義務）の履行によってもカバーされない場合の最終保障提供責務の担い手について、以下のような意見が示されていること等を踏まえ、どう考えるか。他に考慮すべき点はあるか。
 - ① 「各地域で最も適した方法で最も適した事業主体」が最終保障提供責務を担うよう、行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべきとの意見
 - ② 「各地域で最も適した方法で最も適した事業主体」を判断するには、多くの時間や行政コストを要することが想定され、その結果、不採算地域の住民がユニバーサルサービスを利用できない状態が継続することになるため、責務を負う者の確定は簡素であるべきとの意見
 - ③ 既存利用者の保護が必要な提供済地域からの撤退の場合と異なり、特殊会社でない民間企業に責務を課し、未提供地域への進出を義務付けることは、営業の自由を制約し高度な正当化理由がないと困難との意見
 - ④ 地域の小規模事業者にはNTTと同様の責務を課すべきでないとの意見
 - ⑤ NTTが、電電公社からの承継した全国津々浦々の線路敷設基盤を保有し、不採算地域への展開が相対的に容易と考えられることや、特殊会社として電話のあまねく提供責務が課され、数十年に渡り、当該線路敷設基盤を活用して、不採算地域をカバーしてきた実績があるとの意見
 - ⑥ 最終保障提供責務を負う者は、NTTに特定し、近隣の他事業者には、NTTによる効率的な責務の履行を確保するため、当該責務の履行に協力する義務を課することが適当との意見 等

検討課題 2 - 3 : ブロードバンドのユニバーサルサービス制度において最終保障提供責務を履行する場合の維持費用に対する補填についてどう考えるか

- **最終保障提供責務を履行する場合の維持費用に対する補填について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。他に考慮すべき点はあるか。**
 - ① **最終保障提供責務を履行する場合、その履行に関する区域は、㊦特別支援区域、㊧一般支援区域、㊨支援区域外の区域に、それぞれ生じることが想定されること**
 - ② **現行制度では、㊦～㊨の区域に対する交付金による支援には、以下のような差異があること**
 - ㊦ **特別支援区域：ブロードバンド収支全体が黒字・赤字にかかわらず補填（費用と収益の差額を支援：収入費用方式（※））**
 - ㊧ **一般支援区域：ブロードバンド収支全体が赤字の者に限り補填（費用の一定部分を支援：ベンチマーク方式）**
 - ㊨ **支援区域以外の区域：支援なし**
 - ③ **上記②を踏まえると、最終保障提供責務を担う者（最終保障提供者）の支援には、以下のような課題が生じること**
 - 【㊧一般支援区域】
 - ・ **最終保障提供者のブロードバンド収支全体が黒字であると、支援を受けられないこと**
 - ・ **最終保障提供者のブロードバンド収支全体が赤字でも、担当支援区域の赤字額の原則全額補填は受けられないこと**
 - 【㊨支援区域以外の区域】
 - ・ **最終保障提供者は、最終保障提供責務を履行しても、支援は受けられないこと**

支援区域

- 交付金による支援が必要な不採算地域として、以下の要件に基づいて総務大臣が指定する区域（国勢調査に基づく町字（約23万町字）単位で指定）

	要件①	要件②	支援対象
一般支援区域	・区域の収支が赤字の地域※1	ブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する回線設置事業者※3が一者以下	・赤字事業者※4
特別支援区域	・区域の収支が大幅な赤字の地域※1 ・未整備地域※2、公設地域	同上	・黒字事業者※4 ・赤字事業者※4

→ 未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進

※1 標準的なモデルにより算定 ※2 区域内の世帯カバー率が50%以下

※3 区域内の役務の継続提供期間が1年を超える

※4 ブロードバンドのユニバーサルサービス全体の収支状況

【一般支援区域・特別支援区域の指定の考え方】

